

**Nitto グループ
グリーン調達基準書**

2017年10月31日 改定 第六版

Nitto グループ

目次

- 1 グリーン調達方針について
 - 1.1 目的と推進事項
 - 1.2 グリーン調達へのご協力をお願い
- 2 本基準書の適用範囲
- 3 購入資材の選定
 - 3.1 資材選定における基本方針
 - 3.2 資材選定基準
- 4 含有化学物質調査
 - 4.1 含有化学物質調査への協力をお願い
 - 4.2 含有化学物質調査について
 - 4.2.1 調査依頼・回答方法
 - 4.2.2 調査頻度
 - 4.2.3 調査帳票
- 5 環境への配慮について
 - 5.1 環境負荷低減への継続的取り組み
 - 5.2 化学物質管理
- 6 お取引先様の評価について
 - 6.1 評価目的と方法
 - 6.2 評価結果
- 7 報告内容の修正申告
- 8 機密保持
- 9 弊社窓口

Appendix

用語について

別紙1 閾値の判断基準

1 グリーン調達方針について

1.1 目的と推進事項

Nitto グループは調達活動においても地球環境保全への配慮が必要であり、それが企業の社会的責任を果たすことにつながると考えます。そのような調達活動、すなわちグリーン調達を推進することにより、お客様には環境にやさしい製品を供給することができ、またお取引先様にとっても地球環境保全への貢献につながるなど、サプライチェーン全体にとっても重要な意味を持つことが期待されます。

このような考え方の下、Nitto グループにおける調達活動の方針を示す『調達基本方針』においても、地球環境保全の一環としてグリーン調達を推進していくことを定めています。

本グリーン調達基準書ではグリーン調達の実現に向けて下記の項目を推進し、そのための取り組みや取引先に協力していただきたいことについて示します。

- ・ グリーンな資材の購入
- ・ 法順守と含有物質把握のための調査の実施
- ・ お取引先様・メーカー様の環境負荷低減に向けた取組の推進

1.2 グリーン調達へのご協力をお願い

グリーン調達は Nitto グループの取り組みだけで実現できるものではなく、サプライチェーンを構成するすべてのお取引先様のご協力が必要になります。お取引先様への期待事項をまとめた『CSR 調達ガイドライン』の【地球環境保全(グリーン調達)】項目の中では、前述の推進事項に関連して、お取引先様に下記の取り組みをお願いしております。

- ・ 資源・エネルギーの使用量や企業活動による環境への負荷を最小化するように改善・開発に努めてください。また、廃棄物についても、リサイクルなどの取り組みを通して削減に取り組んでください。
- ・ 環境負荷を最小化するようグリーン調達を推進してください。
- ・ 環境にやさしい製品の開発・提案を積極的に行ってください。
- ・ 製品に含まれる化学物質を把握、管理する体制を整えてください。また、Nitto グループからの化学物質情報提供の依頼に対しては速やかな対応をお願いします。

Nitto グループはこれからもグリーン調達に取り組んでまいりますので、お取引先様のご協力お願いいたします。

2 本基準書の適用範囲

本基準書は日本国内の Nitto 事業所、並びに Nitto グループ会社において購入される製品・サービスに適用されます。

また、ここで言う購入品には、輸入品を含め日本国内で購入され納入されるすべての原材料、部品、部材、包装材などの副資材、サービス、製造委託品、装置、施設等を含みます。

3 購入資材の選定

3.1 資材選定における基本方針

Nitto グループにおける購入品の選定においては、「品質」・「価格」・「納期」・「安全」・「サービス」などに加えて、地球環境にやさしい製品であることも重要であると考えております。そこで、これらの観点から調達資材の選定を進めてまいります。また、製品の製造過程や輸送における環境負荷も、製品の環境影響を構成する要素の一つであると考えられるため、Nitto グループはこれも重視します。

生産設備や施設の選定においては、それらを運用・稼働させる際のエネルギー単単位や用いられている省エネ技術、騒音対策などの労働環境影響も選定において重視する項目の一つとします。

購入品の選定にあたっては、その判断材料として資料やデータ等の情報の提供をお願いすることがあります。

3.2 資材選定基準

Nitto グループは購入品が国の定める法律・規則を遵守していることを求めます。また、Nitto グループでは独自の含有禁止物質を定めておりますが、これらの物質を含む製品は購入の対象とはしません。

環境に配慮された製品・流通であることを表す国や業界や団体の定める規格・基準に適合している製品、認証を取得している製品やサービスについては資材の選定において配慮いたします。また、そのような規格・基準・認証については積極的に取得・適合いただけますようお願いいたします。

備品・一般事務用品については下記の法人・機関が推奨する商品を優先的に使用していきます。

- 「グリーン購入ガイドライン」…グリーン購入ネットワーク発行
- 「グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断基準」…環境省
- 「環境ラベル」…(財)日本環境協会実施のエコマークに代表されるもの

これ以外にグループ会社、事業所ごとに異なる判断基準を設けていることがあります。詳しくは各調達部門にご確認いただきますようお願いいたします。

4 含有化学物質調査

4.1 含有化学物質調査への協力をお願い

化学物質が人と環境に与える影響について最小化することを国際的に求められ、そのための法律が各国で整備されています。Nitto グループとしても遵法の点から、また企業としての社会的責任を果たす点からも、取り扱う化学物質を把握・管理していくことが、重要だと考えます。

化学物質を把握・管理するためには、購入している製品や原材料にはどのような化学物質が含まれているかを把握することが必要です。それができて初めて適切な対応が可能になります。

Nitto グループでは上記の観点から、購入する製品や原材料を構成する化学物質について取引先様に文書にて回答をお願いしています。取引先におかれましては、調査に対して速やかな対応をお願いします。

4.2 含有化学物質調査について

4.2.1 調査依頼・回答方法

含有化学物質の調査のお願いは Nitto グループからメール、電話、FAX 等の方法でご連絡いたします。調査の内容や回答方法については調査依頼時にご説明いたします。また、回答方法として、弊社の『製品含有化学物質情報システム (CHI)』を利用した回答をお願いすることがあります。

調査において不明な点があった場合は、各調達部門までお問い合わせ願います。

4.2.2 調査頻度

含有化学物質の調査は主に下記のような場合に実施されます。

- 1) 製品や原材料の新規購入認定時
- 2) 国内外の関係する法規制や規格の改訂時
- 3) Nitto グループや各拠点において調査が必要であると判断した時

調査は基本的に不定期に実施されることとなりますので、ご承知おきください。

4.2.3 調査帳票

含有化学物質の調査においては、産業界で広く利用されている帳票と Nitto グループ独自の帳票の両方の提出をお願いしております。ご提出にあたっては最新版の帳票であることをご確認ください。

Nitto グループ独自様式の帳票については弊社ホームページよりダウンロード

ドください。(https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/)

- A) グリーン調達チェックリスト
- B) CSR 調達チェックリスト
- C) SDS(安全データシート)

SDS はその提供に関する法規制の有無にかかわらず提供をお願いします。
提供にあたっては有効な JIS 規格に準拠した形で作成ください。
- D) 法規制該当確認表
- E) 特定の製品含有化学物質に関する情報シート
(chemSHERPA-CI あるいは chemSHERPA-AI)
 - ・アーティクルマネジメント推進協議会 (Joint Article Management Promotion-consortium; JAMP) の「chemSHERPA-CI」「chemSHERPA-AI」データ作成支援ツールを用いて回答作成をお願いします。
データ作成支援ツールは chemSHERPA ホームページより入手可能です。
 - ・化学品については「chemSHERPA-CI」を利用し、「.shci」ファイルにてご提出ください。また、成形品については「chemSHERPA-AI」のデータ作成支援ツールを使用して、「.shai」ファイルにてご提出ください。
 - ・成分情報の伝達基準は、別紙 1 に従ってください。
- F) 含有化学物質成分表
- G) REACH 規則 認可対象候補物質含有調査表
- H) 不使用保証書 および 分析データ
 - ・不使用保証書記載の禁止物質について、購入材料への意図的添加を禁止し、加えて閾値があるものは含有濃度が閾値未満であることを保証していただきます。
 - ・不使用保証対象化学物質の一覧と閾値は不使用保証書の表 2 に記載していますので、ご確認ください。
 - ・不使用保証書の表 2 において、分析データの提出が求められているものについては併せて提出をお願いします。
- I) 各国新規化学物質届出制度登録状況調査表(略称：インベントリ調査票)
 - ・この帳票は納入製品が化学品の場合にのみご提出をお願いいたします。
- J) Nitto グループ各社、事業執行体から独自にお願いする化学物質含有調査
 - ・新たに有害性が判明した等、状況の判断に伴い個別に調査をお願いすることがあります。

5 環境への配慮について

5.1 環境負荷低減への継続的取り組み

3章でも述べましたように、製品やサービス自体が地球環境にやさしいことは重要ですが、それと同じように製品やサービスにかかわるすべての工程においても同様に環境への配慮が必要です。

取引先様におかれましては、製造工程・製品の梱包、輸送等の製品やサービスが供給されるまでのすべてのプロセスにおいても省資源化や省エネルギー化等の環境負荷低減に向けて取り組んでいただけますようお願いいたします。このような環境負荷の低減活動というものは継続的であることが重要であり、Nitto グループは取引先がそのように活動することを期待します。また、そのような観点から ISO14000 等の環境認証を取得されることも強く推奨いたします。

Nitto グループにおきましても、同様に製品の製造や輸送等における環境負荷低減に取り組んでいきます。特に、資源使用量の削減、有機溶媒の排出量削減、エネルギー原単位の向上につながる活動に注力していきます。そのような活動において有効な改善につながる技術や新規原材料については、取引先様の積極的な技術開発・ご紹介・ご提案をお願いいたします。

5.2 化学物質管理

環境影響を最小化するためには、原材料や製造工程において使用する化学物質を把握することが重要であると考えます。それは、製品の環境負荷低減や製造工程における環境保全につながるだけでなく、製品の含有化学物質の把握や安全性の確保、製造工程の安全衛生管理、国や関係機関への報告等につながる重要な取り組みであるためです。

このような観点から、取引先様においては取り扱うすべての化学物質を把握・管理する体制やシステムの構築をお願いいたします。併せて含有化学物質調査に対しても速やかに対応できる体制の構築をお願いいたします。

6 お取引先様の評価について

6.1 評価目的と方法

Nitto グループではグリーン調達を推進するため、環境負荷低減に向けた活動を実施している取引先様と取引を行いたいと考えております。また、このような考え方がサプライチェーン全体の環境負荷低減につながり、環境にやさしい製品を社会に提供できることにつながるためです。

そのため Nitto グループでは、お取引先様の環境等に関する取り組みについて

評価するためのチェックシートやアンケートの提出をお願いすることがあります。趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

また、弊社からお願いする含有化学物質調査に対する回答率や回答納期順守率などの対応状況についても評価項目の一つとさせていただくことがあります。

6.2 評価結果

取引先様から提出いただいたアンケートやチェックシートの結果については、Nitto グループ内で確認の上、詳細について個別に確認させていただくことがあります。また、それらの結果を踏まえて、直接訪問して監査を実施することがあります。その際はご協力いただけますようお願いいたします。

さらに、チェックシートやアンケート、監査の結果、並びに含有化学物質調査の対応状況の結果に問題があると判断される場合には、改善の要請や指導を行うことがあります。

重大な問題があった場合や Nitto グループからの改善要請などに対して進展がないあるいはご協力いただけない場合、取引を縮小あるいは停止する処置をとることもあり得ることをご承知おきください。

7 報告内容の修正申告

Nitto グループからの調査、アンケート等を通して開示いただいた情報について、法律の改正や新たな知見に基づく内容の修正が発生した場合、あるいは誤記の訂正が確認された場合などは速やかに弊社まで修正内容についてご連絡ください。

また、製品の製造工程において、原材料、製造装置、製造方法、測定方法の変更が行われた場合には速やかにその旨をご連絡ください。特に製品の特性に影響するような変更の場合、可能な限り速やかな連絡をお願いします。

弊社から化学物質調査をお願いする取引先様の窓口および担当者については、あらかじめ弊社に連絡先をお知らせ願います。また、情報の行き違いや未達になることを防ぐため、これを変更される場合にも同様に連絡願います。

8 機密保持

本グリーン調達基準書に記載されている調査・アンケート等によって入手した情報は Nitto グループ内の化学物質管理や労働安全衛生、リスク管理、弊社グループ製品のお客様への回答の基礎データ等の目的で利用いたします。また、調査を通して知り得たすべての個人情報・製品情報・成分情報等については、漏えい無きよう適切に管理いたします。

9 弊社窓口

本グリーン調達基準書に関するお問い合わせは日東電工株式会社の調達統括部までお願いいたします(奥付参照)。

アンケートや化学物質調査の窓口については、調査を実施した事業部・グループ会社の調達部門となっています。調査に関する質問などについては調査依頼文書等を確認の上、お問い合わせいただけますようお願いいたします。

以上

Appendix

用語について

グリーン調達…原材料などの購入において、環境にやさしいもの、環境負荷の小さいものを優先して選定を行う調達活動のこと

調達基本方針…Nitto グループ全体における調達活動の方針。Nitto ホームページよりダウンロードできる。

CSR 調達ガイドライン

…Nitto がサプライチェーン全体で CSR に取り組むうえで、取引先様への期待事項をまとめたもの。Nitto ホームページよりダウンロードできる。

原材料…弊社の製造販売する製品を直接構成する化学物質や原材料のこと。包装資材などはこれに含まれない。

製品含有化学物質情報システム

…化学物質の含有調査などにおいて、調査の依頼から回答までを Web 上で実施できるようにした Nitto の IT システム。

通称：CHI(Chemical Information system)。

C S R…「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)」のこと

化学物質…天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。(JIS Z 7201:2012)

混合物…2つ以上の化学物質を混合した物。(JIS Z 7201:2012)

(注記) 混合物の例として、塗料・インキ・合金のインゴット・はんだ・樹脂ペレットなど。

成分…化学品を構成する要素。(JIS Z 7201:2012)

(注記) “要素”とは、化学品を構成する化学物質、又は単一化学物質の同定が難しい場合は起原若しくは製法によって特定できるもの。

化学品…化学物質及び／又は混合物。(JIS Z 7201:2012)

成形品…製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。(JIS Z 7201:2012)

(注記) 成形品の例として、金属の板材・歯車・集積回路・電気製品・輸送機器など。

管理対象基準…管理対象物質を規定する際の元となる法規制及び／又は業界基準。

管理対象物質…管理対象基準に基づき情報伝達の対象とする化学物質。

業界基準…各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。(JIS Z 7201:2012)

インベントリ…もともとは「目録」等の意味であるが、ここでは各国の化学物質管理・規制によって定められた化学物質リストのこと。

ISO14000…国際標準化機構(ISO)が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格(IS) 群の総称。

別紙 1

成分情報の伝達基準、管理対象物質の報告に関する成分情報の伝達基準を 表 1 に示す。
 化学品の場合は製品当りの重量濃度に対して、成形品の場合はマテリアル当りの重量濃度
 に対して適用される。

サプライチェーン全体での製品含有化学物質管理に必要な情報伝達のために、成分情報の
 伝達における chemSHERPA の自主基準として、0.1wt%の閾値を設定する。

表 1 成分情報の伝達基準

法規制等の規定する閾値	管理対象物質の含有濃度	成分情報の伝達の要否
法規制等の対象用途に用いられることが明らかな場合、及び用途が不明の場合	法規制等が含有を制限する濃度以上	該当化学物質を含む成分情報の伝達を必須とする。
	chemSHERPA の自主基準 0.1wt%以上、かつ法規制等が含有を制限する濃度未満	当該化学物質を含む成分情報を、chemSHERPA の自主基準に基づいて伝達する。
	chemSHERPA の自主基準 0.1wt%未満	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。
	法規制等が含有を制限する濃度以上	当該化学物質を含む成分情報の伝達を必須とする。
	法規制等が含有を制限する濃度未満	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。
	chemSHERPA の自主基準 0.1wt%以上	当該化学物質を含む成分情報を、chemSHERPA の自主基準に基づいて伝達する。
法規制等の対象用途に用いられないことが明らかな場合	chemSHERPA の自主基準 0.1wt%未満	当該化学物質の情報伝達は不要とする。任意の伝達が可能。

(注記) 表 1 における法規制等の規定する閾値とは、管理対象基準として選定した法規制等が、当該化学物質の含有を制限する閾値とする。含有制限の閾値が複数ある場合は、原則、最も低い値が適用される。

出典：chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール (Ver. 1.1) 準拠

発行年月日：	2006年	6月30日	第一版
発行年月日：	2009年	5月8日	第二版
発行年月日：	2010年	1月8日	第三版
発行年月日：	2011年	2月10日	第四版
発行年月日：	2016年	8月1日	第五版
発行年月日：	2017年	10月31日	第六版

最新の「Nitto グループグリーン調達基準書」は Nitto ホームページの下記URL
でご覧いただけます。

https://www.nitto.com/jp/ja/others/about_us/procurement/green/file/standards.pdf

発行： 日東電工株式会社 経営インフラ統括部門調達統括部

〒567-8680

大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

TEL：072（621）0181